

# 物価高騰臨時特別給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯等に対し、

1世帯あたり **3万円**を支給します。

## 【対象世帯】

### ① 住民税非課税世帯 (給付額: 1世帯あたり3万円)

【対象条件】 基準日 (令和5年6月1日) に大垣市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税 (均等割) が課税されていない世帯

【申請方法】 対象と思われる世帯主へ市から申請書類 (確認書) を郵送します。内容を確認し必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。申請書類が届いた方は郵送のかわりに電子申請もできます。※電子申請にはマイナンバーカード等が必要です。

【申請期間】

令和5年7月3日(月)～令和5年10月2日(月)

### ② 家計急変世帯 (給付額: 1世帯あたり3万円)

【対象条件】 予期せぬ事由により、令和5年1月～9月の収入が減少し、世帯全員が住民税 (均等割) 非課税相当 (裏面参照) の収入となった世帯

【申請方法】 世帯主による申請が必要です。

申請書など (市HPからダウンロードまたは、市役所社会福祉課などで配布) に必要事項を記入し、添付書類とともに、申請窓口<sup>①</sup>に直接または郵送でご提出ください。

【申請窓口】 市役所1階 会議室1-1 [担当課: 社会福祉課] (平日 午前8時30分～午後5時15分)  
〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

【申請期間】

令和5年7月3日(月)～令和5年10月2日(月)

※①、②に該当する世帯であっても、世帯全員が、住民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。また、対象条件を満たしていても、受給できるのは①、②のどちらか1回のみです。

問い合わせ先

大垣市物価高騰臨時特別給付金コールセンター

☎ 0584-77-1711 平日午前8時30分～午後5時15分

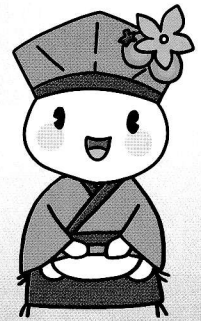


市HP

# 家計急変世帯

予期せぬ事由により収入が減少し、世帯全員のそれぞれの  
1年間の収入見込額(令和5年1月～9月の任意の1か月収入  
×12)が、住民税(均等割)非課税の水準以下となった世帯

大垣市マスコット  
キャラクター  
おがっくい



## (1) 非課税相当収入・所得限度額 早見表(年間)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	970,000円	420,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,479,000円	929,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,899,999円	1,249,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,355,999円	1,569,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,815,999円	1,889,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

## (2) 家計急変世帯の申請に必要な書類(主なもの)

- ①「物価高騰臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」
- ②「簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】」  
※添付書類として、収入のある方全員の給与明細書、事業収入や不動産収入が分かる書類、年金振込通知書等年金収入が分かる書類などが必要です。
- ③申請者(世帯主)の本人確認書類(運転免許証や被保険者証など)の写し(コピー)
- ④申請者(世帯主)の受取口座確認書類(通帳の見開きやキャッシュカード)の写し(コピー)  
※申請窓口で、申請書・申立書以外の必要書類をコピーすることもできます。

予期せぬ事由による影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



- ・給付金制度を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」などには、十分ご注意ください!
- ・不審な電話などがあった場合は、最寄りの警察か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。